

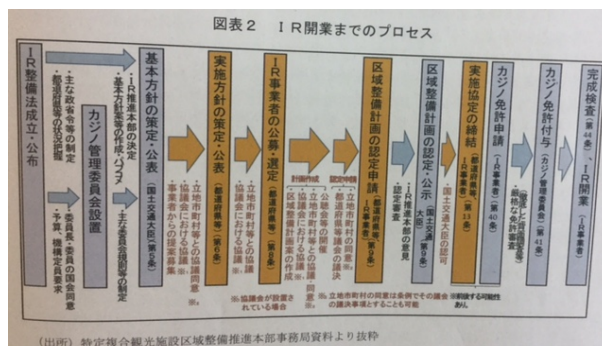
「カジノ実施法」と夢洲

大阪で 2025 年に再び万博が開催されるのか。あと 1 週間後に決まる。愛知万博誘致決定の頃が思い出される。あの時、毎日新聞に誘致「当選」「落選」2 本のコメントを事前に送った。たとえ大阪万博誘致が決まっても、愛知万博以上に問題が浮上するのではないか。なぜなら「カジノ万博」といわれるように、予定地の夢洲でカジノと並んで開催予定だから。そんな万博なんてあり得ないと思いつつ、どうも気になる毎日だ。

そんな時、桜田照雄・阪南大学教授「カジノ実施法成立 今後の行方を追う」(『前衛』2018 年 12 月号) を手にした。長年にわたりカジノ問題を追及してきた桜田さんらしいリアルで鋭い指摘が多く、夢洲の特徴、カジノの仕組みと実際、カジノ経営など参考になった。ここでは「カジノ万博」予定地・夢洲を中心に、桜田論文を抜粋し紹介したい。

7 月 31 日に成立した「カジノ実施法」(特定複合観光施設区域整備法案)は、内容の詳細を 331 もの政省令に委ねている。法律の成立にあたり、「カジノ実施法」は「欠陥法」だと言える。

写真は IR 開業までのプロセス(『立法と調査』2018. 11)。政府は、要件を満たす申請自治体に「カジノ誘致」への意向調査を 10 月に開始したが、これを受けて松井大阪府知事は、「年内に仮の区域認定をしてもらい、来夏には事業者を決めたい」と、国に開業に向けた準備の加速を求めている。



なぜ、松井知事は、かくも急ぐのか。

その秘密を解きあかすカギは「カジノ万博」の開催地・夢洲にありそうだ。

(写真は今年 10 月 8 日にコスモスクエア 55 階展望室から撮った夢洲)
夢洲は「現役の産業廃棄物処分場」である。直近の資料(2018 年 8 月末)



によれば、1169 万 m³ の夢洲での埋立容量のうち残余容量は 206 万 m³。すでに 963 万 m³ が「使用済」である。焼却灰の重量換算係数は 1 m³ あたり 1.14 トンなので、1098 万トンもの「ダイオキシンの巣」とされるゴミ焼却灰が埋め立てられている。

大阪湾の人工島、ましてや産業廃棄物の現役処分場である夢洲は、工場用地としても商業用地としても「使えない土地」であることは、大阪湾のベイエリア開発の失敗続き

という顛末からすでに明らかだ。つまり夢洲を舞台に公共事業を展開するための「理由づけ」に万博というイベントやカジノが選ばれたと考えるほかない。

カジノ開業に至る手続きで大事な点は、「地域の同意」「議会の議決」が求められていることである。とくに夢洲でのカジノ開設にあたっては、脆弱な海底地質と軟弱地盤での大規模集客施設建設という暴挙、防災上の懸念だけでなく、産業廃棄物処分場の「水質調査」「土壌調査」「建設計画の法的適合性」をはじめ、建設工事の従事者の健康被害への懸念や、さらには「カジノ実施法」の違憲性などをめぐる「法的対抗手段」も検討されなければならないだろう。

こうした取り組みを重ねて、府民・市民、そして国民への情報公開を徹底させ、反対の声を掘り起こす活動が求められるのではないか。そうした取り組みを通じてこそ、合理的な「地域の同意」「議会の議決」が得られるのである。

(2018年11月16日)